

2019
07
July



CLIENT



No.332

弊法人からのご連絡事項

就業規則作成・改訂のご案内

P1

相続／事業承継トピックス

- ・相続登記の義務化もあり得る？
—所有者不明の土地について—

労務トピックス

- ・年5日の年次有給休暇の確実な取得に向けて

P5

P2

税務トピックス

- ・中小企業向け所得拡大促進税制が
大きく変わりました

税務トピックス

- ・消費税率の引き上げと歯科医院の対応（経費）

P6

P3・4

税務トピックス

- ・ふるさと納税の改正点・注意事項

P7



次号（2019年8月号）はお休みさせていただきます。

前号（2019年5月号）に掲載した「年5日の有給休暇取得義務化」について反響が大きかったので、引き続きご案内いたします。

計画的付与制度を導入するためには、①その旨を就業規則で定めてあること、②従業員の過半数代表者と書面にて労使協定を締結させることが必要であるをご紹介します。

では、実際医院でどう動けばいいのか、対策として最低限何を準備しなければいけないのか等不安を感じている声が聞かれました。

■ 就業規則の必要性

就業規則は、従業員に医院のルールを明示するツールであり、理想の医院経営のための重要な手段でもあります。

特に休暇取得のルールは育児休業・介護休業を取得する可能性のある従業員がいる場合や今回のように有給休暇を計画的付与させる場合、きちんと整備しておくことが大切です。

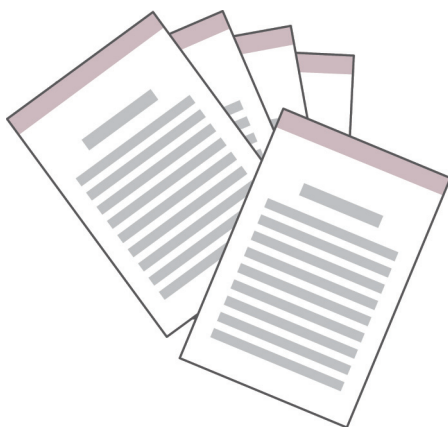
日本クリアス社会保険労務士法人では就業規則作成サービスを行っております。就業規則は助成金の申請にも必要となっており、年々ご依頼をいただく医院が増えています。この機会にご検討されてはいかがでしょうか。

■ 就業規則整備に関する弊法人サービスの概要

医院の就業規則の有無	ヒアリング及びアドバイス (相談のみ1時間)	就業規則レビュー 及びアドバイス※	就業規則レビュー 就業規則及び労使協定書作成・改訂
就業規則あり	お受けできません	50,000円	150,000円
就業規則なし	1回 20,000円	50,000円	従業員1名～10名 150,000円
			従業員11名～ 200,000円

※ レビュー・アドバイス後の就業規則の修正は医院で行っていただきます

※ 金額は税抜です



ご不明な点は担当へお問い合わせください

日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

いくつかの医院から「自医院はパートの従業員だけなので関係ないですよね？」とお問い合わせいただきましたが、今回の働き方改革関連法は、全ての事業所に**罰則付き**で適用されます（従業員が0人の医院は除く）。違反した場合は、**6か月以下の懲役または30万円以下の罰金**が科せられ、労働基準監督署から指導が入る可能性がございますので、注意が必要です。

医療・福祉業界では有給休暇の取得率が平均より低いと言われており、仕事を探す時に休暇の取得状況を重要視する方は少なくありません。有給休暇取得割合を選択して検索できる求人情報サイトもあります。

有給休暇について再度対応必須項目を確認してみましょう。

■ 有給取得義務対象者と有給付与日数

(1) 対象者

- 雇い入れ日から6か月継続して雇われている
- 全労働日の8割以上を出勤している

原則この2点を満たしていれば有給休暇取得対象者です

(2) 有給休暇付与日数

原則となる付与日数 ※対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務年数							
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上	
4日	169日～ 216日	付 与 日 数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～ 168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～ 120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～ 72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

該当するパートタイム労働者

(3) 有給休暇管理簿の作成

雇用者は、従業員ごとに「有給休暇管理簿」を作成して3年間保存することが義務付けられました。

■ 有給休暇の管理に関する弊法人サービスの概要

有給休暇の管理やアドバイスをご希望の場合は、弊法人の社会保険労務士がお手伝いいたします。

医院の就業規則の有無	ヒアリング及びアドバイス (相談のみ1時間)	アドバイス及び有給休暇の管理
自医院にて作成した就業規則 あり	50,000円	お受けできません
弊法人にて作成した就業規則 あり	30,000円	従業員1名～10名 10,000円/月
		従業員11名～ 20,000円/月
就業規則 なし	お受けできません	お受けできません

※ 金額は税抜です

消費税率の引き上げと歯科医院の対応（経費）

消費税率の引き上げに伴う売上に関する区分経理についてはCLIENT2019年2月号に掲載しましたので、今回は経費に関する区分経費の必要性和、改正内容についてお知らせいたします。

2019年10月1日以降は標準税率（10%）、軽減税率（8%）、経過措置税率（8%）の3種類の税率を帳簿等により管理する必要がでてきます。免税事業者の医院、課税事業者でも簡易課税制度選択の医院、原則課税の医院ごとに経費のレシート及び請求書等の保管に注意する必要があります。

軽減税率への対応

多くの医院では軽減税率対象品目の販売することはありませんが、支出については軽減税率対応品目の経費が発生するため、消費税の課税事業者の場合は区分経費が求められます。日々の取引で「軽減税率対象なのか」という確認が必要となります。

軽減税率の対象となるケース

- ・スタッフミーティング用のお弁当、飲物
- ・スタッフ用の茶菓子
- ・待合室用の新聞代（契約に基づく定期契約のもの）

経費に関する請求書等の保存

（1）免税事業者の医院

消費税の申告、納税が必要ありませんので軽減税率等に関して特に何か対応は必要ありません。経費のレシート及び請求書等の保管についても今までと変わりありません。

（2）課税事業者で簡易課税制度選択の医院

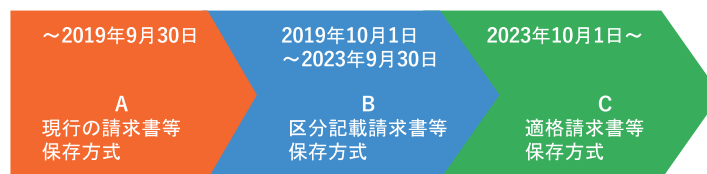
消費税の申告、納税の必要はありますが課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができますので、経費のレシート及び請求書等の保管については今までと変わりありません。

ただし、帳簿上では10%と8%の経費を区分しておくことと簡易課税と原則課税のどちらが有利かという判定をする場合に、より詳細な判定を行うことができます。

（3）課税事業者で原則課税の医院

消費税の申告、納税のために売上だけではなく仕入税額控除についても複数税率になりますので、税率ごとに区分して税額を計算する必要があります。そこで、この区分経理に対応できるように、これまでの仕入税額控除の要件であった請求書等の保存について図1のとおり期間に応じてそれぞれの方式へ改正されました。

<図1> 仕入税額控除の方式



A 現行の請求書等保存方式 （～2019年9月30日）

請求書		
⑤ 株式会社〇〇●印中		×年9月10日
8月分ご請求額		④ 24,408円(税込)
日付	品目	金額
8月1日	ミーティング用弁当	10,800円
8月1日	ミーティング用飲物	5,400円
8月2日	キッチンペーパー	3,240円
8月24日	茶菓子	4,968円
② 合計		③ 24,408円
		① △△商事

現行の請求書等の記載事項

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 取引金額（税込）
- ⑤ 受領者の氏名又は名称

B 区分記載請求書等保存方式

(2019年10月1日～2023年9月30日)

請求書 ×年11月10日

株式会社○●御中

10月分ご請求額 24,408円(税込)

日付	品目	金額
10月1日	ミーティング用弁当※	10,800円
10月1日	ミーティング用飲物※	5,400円
10月2日	キッチンペーパー	3,300円
10月10日	茶菓子※	4,968円
合計		24,468円
10%対象		3,300円
8%対象		21,168円

※軽減税率対象 △△商事

現行の請求書等の記載事項に下記が追加となります。

⑥取引内容

軽減税率の対象品目である旨

⑦取引金額(税込)

税率ごとに合計した対価の額

◆上記の記載がない請求書を受け取った場合、受け取った側が取引事実に基づいてメモ書きすることができます。

◆免税事業者でも区分記載請求書等を発行することができます。

C 適格請求書等保存方式

(2023年10月1日～)

請求書 ×年11月10日

株式会社○●御中

10月分ご請求額 24,408円(税込)

日付	品目	金額
10月1日	ミーティング用弁当※	10,800円
10月1日	ミーティング用飲物※	5,400円
10月2日	キッチンペーパー	3,300円
10月10日	茶菓子※	4,968円
合計		24,468円
10%対象	3,300円	消費税 300円
8%対象	21,168円	消費税 1,568円

※軽減税率対象 △△商事

登録番号 A1234567890123

「B区分記載請求書等」の記載に下記が追加となります。

⑧発行者の氏名又は名称

適格請求書発行事業者の登録番号を追記

⑨取引金額

税率ごとに合計した対価の額(税込又は税抜)及び適用税率税率ごとに合計した消費税額

※適格請求書は税務署に申請し、登録を受けた「適格請求書発行事業者」のみが発行することができます。

2023年10月1日以降は、適格請求書を得られない取引については仕入税額控除の対象外となりますので注意が必要です。ただし、下記のとおり経過措置があります。

適格請求書が発行されなかった取引の扱い

適用期間	割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	50%
令和11年10月1日～	対象外

免税事業者の技工所等と取引がある場合は、消費税の計算では2029年10月以降は仕入税額控除の対象外となりますので、それまでに対応を検討する必要があります。

消費税申告報酬について

個人歯科医院、医療法人ともに改正後の消費税申告書作成については今までよりも細かな区分経費が必要となるため、申告報酬の改定を実施させていただく予定です。個人歯科医院については9月請求書と一緒にご案内をお送りする予定です。医療法人については順次、個別にご案内させていただきます。

お持ちの不動産の中に、相続で譲り受けたものの登記は先代のままという土地はございませんでしょうか。

近年増加しているのが所有者不明の土地の問題です。所有者不明土地の問題について、これと密接に関係する相続登記の話も交えて解説していきます。

■ 所有者不明土地の問題とは？

土地等の不動産はその所有者以外の者が勝手に利用したり、処分したり、あるいは改変等を加えることはできません。

■ 相続登記の放置はなぜ起こる？

現在の法制度上、相続登記は義務ではないため、相続人となった者が必ず相続登記を行わなければならない法的な義務はありません。そのため、登記するための手続きが面倒であったり、登記に必要な費用をもったいなく感じて登記がされないケースが出てきます。

■ 相続登記をしないとどんなトラブルになる？

本来、相続登記をしないと以下のようなトラブルが起きる可能性があるため、相続発生後は速やかに登記手続きを取ることが推奨されています。

- ・相続が続くと相続人が雪だるま式に増えるため後から確定することが非常に困難になる
- ・仮に相続人が判明しても権利者が多くなるので遺産分割協議が難航する
- ・権利者が確定されないと売却することができない
- ・権利者が確定しても売却に反対する者が一人でもいると売却できない
- ・共同相続人の債権者によって差し押さえを受ける可能性がある

■ まとめ

こうした現状を踏まえて、国は相続登記の義務化を検討し始めました。現状では2020年の法改正を目指して専門家による議論が行われています。

その他下記の項目についても、現在検討中のようです。

○遺産分割の期間制限

一定期間が過ぎれば、法律に従って自動的に権利が決まるようにする。

○土地所有権の放棄

手入れが難しく手放したいなどのケースでも現在は放棄を認めていないが、土地所有権の放棄を認める制度を創設する。

○所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組み

不明共有者に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で土地の利用を可能にする。

共有土地に複数の不在者等があるときは各々管理人を選任する必要があるが、一人の管理人を選任する方法とする。

相続登記においてはまず相続全体を把握することが重要です。弊法人では相続登記もスムーズに処理できるように司法書士など他の専門家とも連携しておりワンストップで対応が可能です。子や孫の代に複雑な不動産登記手続きを残さないためにも、早めに対策をたてることが大切です。気になることがございましたらぜひご相談ください。

■ 中小企業向け所得拡大促進税制の概要

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

対象事業年度は、2018年4月1日～2021年3月31日までに開始される事業年度が対象（個人は2019年分から）です。



■ 制度の変更点

1. 判定が簡便になりました!!

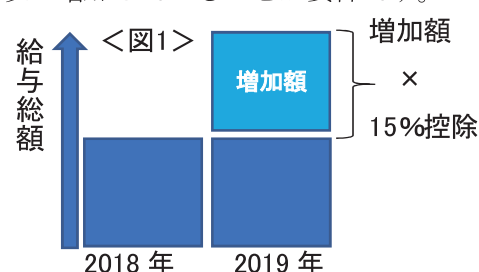
旧制度では、賃上げに関する判定の手続きが煩雑で、3つの要件を満たさなければ適用されませんでした。新制度では、以下の2つの要件を満たせば適用を受けることが可能です。

① 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 101.5%

継続雇用者（注）への給与総額（賞与含む）が、前年度比で1.5%以上増加していることが要件です。

② 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額

国内雇用者（注）に支払った給与/賞与の総額について、前事業年度から増加した金額の15%を税額控除します。<図1>



2. 控除割合が増加しました!!

給与/賞与総額の前年度からの増加額の15%を税額控除できます。（調整前法人税額/所得税額の20%が限度です。）

■ 変更に係る注意点

新規設立の法人で、前事業年度がない法人は、1期目（2018年4月1以降開始の事業年度）については適用できません。2期目以降に適用が可能です。

■ 税額控除の計算例(個人事業主と仮定)

雇用者給与等支給額 (適用年度)	14,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	12,000,000円
給与等の増加額	2,000,000円
給与等の増加額 × 15%	300,000円

パターン① 調整前所得税額が1,000,000円の場合

1,000,000円 × 20% = 200,000円
→ よって200,000円の税額控除

パターン② 調整前所得税額が2,000,000円の場合

2,000,000円 × 20% = 400,000円
→ よって300,000円の税額控除

(注) 用語解説

継続雇用者: 以下の3項目を全て満たす者を指します。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

国内雇用者: 法人又は事業所の使用人で、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。但し、役員や個人事業主の親族等は除かれます。

2019年度税制改正大綱により、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付している地方公共団体についてふるさと納税の対象外とできるよう、総務大臣が指定した団体に限り、寄附金控除が受けられるように制度が改正されました。

■ **総務大臣の指定を受けた団体が対象**

各自治体が総務大臣に申請書を提出し、基準に適合するものを指定団体として認定します。原則、申請書の指定期間は1年間です。（指定期間は10月1日から翌年9月30日まで）2019年に限り、指定期間が異なりますのでご注意ください。詳しくは下記をご覧ください。

・2019年6月1日より指定団体から外された団体・・・・・・・・・・5団体

都道府県	東京都(※)
市区町村	小山町(静岡県)、泉佐野市(大阪府)、高野町(和歌山県)、みやき町(佐賀県)



2019年6月1日以降の寄附金は、寄附金控除の対象外。

※東京都からは申出書の提出がなかったため、ふるさと納税の対象とはならない。

・2019年6月1日から2019年9月30日までに係る指定団体・・・・・・・・・・43団体

都道府県	市区町村
北海道	森町 八雲町
宮城県	多賀城市 大崎市
秋山県	横手市
山形県	酒田市 庄内町
福島県	中島村
茨城県	稲敷市 つくばみらい市
新潟県	三条市
長野県	小谷村
岐阜県	美濃加茂市 可見市 富加町 七宗町
静岡県	焼津市
大阪府	岸和田市 貝塚市 和泉市 熊取町 岬町
和歌山県	湯浅町 北山村
岡山県	総社市
高知県	奈半利町
福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
佐賀県	唐津市 武雄市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 有田町
宮崎県	都農町
鹿児島県	鹿児島市 南さつま市



総務省の基準に適合しなければ指定団体より外され、2019年10月1日以降の寄附金は、寄附金控除の対象外。

～寄附金控除を目的として、寄附をお考えの方～

43団体に寄附をお考えの方は、2019年9月末までに寄附されることをおススメ致します。また、2019年10月以降に寄附をされる場合、総務省のHPより指定団体に該当するかご確認後、寄附してください。ご不明な場合、担当者までご連絡ください。

・2019年6月1日から2020年9月30日までに係る指定団体・・・・・・・・・・1,740団体

対象自治体は、総務省HPの「ふるさと納税に係る総務大臣の指定について」をご覧ください。

■ **指定期間中の寄附金が対象**

総務大臣指定団体に対して指定期間中に寄附したものが寄附金控除の対象となります。指定団体から外れた自治体に関しても、外れる前に寄附した寄附金は寄附金控除の対象となります。2019年中に寄附された領収書は指定団体から外れた自治体でも捨てずに、確定申告時にお送りください。

日本クリアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 332号

- 発行日：2019年7月5日
- 発行元：日本クリアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

- 〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉
- 日本クリアス税理士法人
- 日本クリアス社会保険労務士法人
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング